

こころ医療福祉専門学校佐世保校
学 校 学 校 則

こころ医療福祉専門学校佐世保校 学則

2013年(平成25年)	4月1日	制定
2015年(平成27年)	10月1日	改定
2016年(平成28年)	4月1日	改定
2017年(平成29年)	10月1日	改定
2018年(平成30年)	4月1日	改定
2019年(平成31年)	4月1日	改定
2019年(令和元年)	10月1日	改定
2020年(令和 2年)	4月1日	改定
2023年(令和 5年)	4月1日	改定
2024年(令和 6年)	4月1日	改定

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、医療・福祉・文化・教養の分野で、日本国内及びアジア諸国を中心とした諸外国で活躍する、豊かな心を持つ人材を育成することを目的とする。

2 前項を達成するため、本校は、等しく学生の可能性を信じ、信頼のある、プライドの持てる学校作りを目指す。

(名 称)

第 2 条 本校は、こころ医療福祉専門学校佐世保校という。

(位 置)

第 3 条 本校を次の位置に置く。

(1) 長崎県佐世保市浜田町 1 番 2 2 号

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第二章 課程、学科及び修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

区分	課程名	学科／コース名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員 (学級数)
昼間部	医療 専門課程	スポーツ柔整科	3年	30名 (1)	90名 (3)

昼間部	文化・教養 専門課程	日本語科／2年コース	2年	120名 (6)	120名 (6)
		日本語科／1.5年コース	1.5年		
		日本語科／1年コース	1年		

※但し、日本語科全体の総定員を120名とし、在籍者数が総定員を超える入学は認めない。

(在籍年限)

第 6 条 学生は、次に定める期間を超えて在籍することができない。

学 科 名	在籍年限
スポーツ柔整科	6年
日本語科	修業年限と同じ

第三章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、日本語科1．5年コースは10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、1年コースは10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2期に分ける。

4月入学生

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

10月入学生

- (1) 前 期 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 後 期 翌年4月1日から9月30日まで

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 本校の休業日を次のとおり定める。

- (1) 毎週土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた日
- (3) 開校記念日 1月23日
- (4) 季節休業（夏季、秋季、冬季及び春季 1年間を通じて10週間以内）

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第四章 教育課程、授業時数

(教育課程、授業時数及び単位数)

第10条 本校の教育課程、授業時数及び単位数は、別表第1-1及び第1-2のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時間の1単位時間は45分とする。
- 3 通常一回の授業は90分の2単位時間で構成される。ただし、日本語科においては通常一回の授業は45分の1単位時間で構成することを標準とする。
- 4 卒業までに履修させる授業単位時間数及び単位数は、別表第1-1及び第1-2のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第11条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、予習復習時間も含めて45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15単位時間をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の授業の履修で4単位を与える。
- (2) 実技は、30単位時間をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の実技の履修で2単位を与える。
- (3) 実習は60単位時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第12条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 授業科目を履修し、成績評価で合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 出席時数が授業時間の3分の2（但し、実技、実習は5分の4）に達しない者は、その該当科目について評価を受けることができない。
- 4 各授業科目の成績評価は、総合成績（実習を含む）を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。
- 5 履修規程は別に定める。
- 6 試験規程は別に定める。

(学外における授業科目の履修)

第13条 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程における授業科目の履修やその他教育施設

等における学修が、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程等で本校入学前に履修した授業科目において修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）等については、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目により修得した単位とみなすことができる。
- 3 既修得単位の認定に関する規程は別に定める。

(始業及び終業)

第14条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

学 科 名	区分	始業時間	終業時間	曜 日
スポーツ柔整科	昼間部	9時10分	16時20分	月～金曜日
日本語科(午前クラス)		9時30分	12時40分	
日本語科(午後クラス)		13時40分	16時50分	

第五章 教職員組織

(教職員組織)

第15条 本校に次の教職員を置く。

	校長	学科長	専任教員	事務職員	非常勤講師
スポーツ柔整科	1名	1名(兼任)	6名以上	若干名	適宜必要に応じて配置する
日本語科		1名(兼任)	3名以上		

- 2 校長は、本校を統督し、これを代表する。
- 3 校長は、教員を兼ねることができる。
- 4 学科長は、専任教員が兼任する。
- 5 各学科の主要科目は、専任教員が担当する。ただし、非常勤講師又は兼任者がこれを担当することがある。

第六章 入学、転入学、休学、復学、転学、退学、再入学、学科・コース変更及び除籍

(入学時期)

第16条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第18条 本校に入学を志望する者は、所定の期日までに、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第36条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに申し出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の出願手続きを終了した入学志願者については、本校募集要項の定めるところにより、入学選考を行う。

(入学手続)

第20条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに第37条に定める入学金、及び別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(転入学)

第21条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進捗が同程度でありかつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

- 2 前項により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取り扱い並びに在籍すべき年数については、校長が決定する。
- 3 転入学に関する手続は、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条を準用する。
- 4 転入学に関する細則は、既修得単位の認定に関する規程を準用する。

(休学)

第22条 学生が、病気その他やむを得ない理由で引き続き3ヶ月以上修学ができないときは、保証人

連署の上、その理由を記して、休学を願い出ることができる。

- 2 前項による休学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。
- 3 その年度の校納金に未納がある場合は、休学を願い出ることができない。
- 4 休学期間は、原則として1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に休学を願い出ることが出来る。
- 5 休学期間は在籍年数に算入しない。ただし、在籍できる上限の年数には休学期間も含まれる。

(復学)

第23条 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 前項による復学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

(転学)

第24条 他の専門学校等に転学を志願する者があるときは、校長はこれを許可することができる。

(退学)

第25条 本校を退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 前項による退学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。
- 3 その年度の校納金に未納がある場合は、退学を願い出ることができない。
- 4 退学に関する規程は別に定める。

(再入学)

第26条 本校を願いにより退学した者が2年以内に再入学を希望するときは、校長は現年次以下の年次に再入学を許可することができる。

- 2 再入学を許可された者の既修得授業科目及び単位の認定は原則として認める。
- 3 再入学を許可された者の既修得授業科目で、既に現行の授業科目から除外されている科目の取り扱い、校長がこれを決定する。
- 4 再入学に関する規程は別に定める。

(学科・コース変更)

第27条 入学試験合格後の学科変更は認めない。

(除籍)

第28条 次の各号の一つに該当する者について、校長は除籍することがある。

- (1) 第6条に定める在籍年限を超えた者
 - (2) 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者
 - (3) 第23条に定める復学の手続をしない者
 - (4) 死亡の届出のあった者
 - (5) 行方不明の届出のあった者
 - (6) 無届で一か月以上授業を欠席した者
 - (7) その他除籍が必要と認められた者
- 2 前項第1項第2号に定める除籍者の復籍に関する規程は別に定める。

第七章 卒業等

(課程修了の認定)

第29条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
- 3 卒業に関する規程は、別に定める。

(称号の授与)

第30条 前条第1項によりスポーツ柔整科を修了した者には専門士（医療専門課程）の称号を、日本語科2年コースを修了した者には専門士（文化教養課程）の称号を授与する。

- 2 称号の授与に関する規程は、別に定める。

第八章 科目等履修生

(科目等履修生)

第31条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修をすることができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

(聴講生)

第32条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について聴講の希望があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上聴講生として当該科目の聴講を許可することができる。

2 聴講生に単位認定は行わない。

3 その他聴講生に関する事項は別に定める。

第九章 賞罰

(褒賞)

第33条 学生の本分を全うし、学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生に対して校長は、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第34条 本校の学則並びに諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者はその軽重に従って、校長が、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

第35条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績が不良で成業の見込みが全くないと認められた者

(3) 出席が常でない者、又は正当な理由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者

(4) 本校の方針に違反し、学生の本分に反する行為があると認められた者

第十章 校納金

(入学選考料)

第36条 入学志願者は、選考料として20,000円を納入しなければならない。但し日本語科に限り、選考料を無料とする。

(入学金)

第37条 入学(転入学)をする者は、いずれの学科も入学金を納入しなければならない。

2 入学金の額は、別表第2のとおりとする。

(その他納付金)

第38条 本校の授業料、施設維持費、授業充実費、教材費は、別表第3のとおりとする。

2 教本・検定等にかかる費用として、修業年限分の必要経費を預り金として徴収する。預り金の額は、別表第4のとおりとする。

3 預り金に関する事項は別に定める。

4 別表に定められた金額以外は徴収しない。ただし、研修旅行の費用として、希望者のみ別途研修旅行費を徴収することができる。

(休学の場合の校納金)

第39条 休学を許可された者、又は休学を命ぜられた者に対しては、休学期間中の納付済みの校納金は復学後の校納金に充当する。

(退学、停学の場合の授業料)

第40条 学生が退学を命ぜられた場合においても、その年度の納付金は徴収する。

2 学生が退学を許可され、または退学を命ぜられた場合においても、すでに納入した納付金は、返還しない。

3 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は徴収する。

(留年生の納付金)

第41条 留年生の納付金については、別に定める規程による。

(納付金の返還)

第42条 既に納入した入学選考料及び入学金は、返還しない。

第十一章 健康管理

(健康診断)

第43条 学校保健法第6条の規程に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

(保健室)

第44条 本校に保健室を設ける。

第十二章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第45条 附帯教育事業として別表第5のとおり別科を設置する。

2 別科の入学料、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第十三章 雑則

(施行細則)

第46条 本学則に関し必要な施行細則は、別に定める。

附 則 (一)

- 1 この学則は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (二)

- 1 この学則は、平成27年10月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (三)

- 1 この学則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (四)

- 1 この学則は、平成29年10月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (五)

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (六)

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (七)

- 1 この学則は、令和元年10月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (八)

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (九)

- 1 この学則は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

附 則 (十)

- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生はなお従前の学則による。

教育課程及び授業時間等

別表第1-1

スポーツ柔整科
日本語科

入 学 金

別表第2

こころ医療福祉専門学校佐世保校の入学金は、以下のとおりとする。

学 科	入 学 金 (入学手続き時のみ)
スポーツ柔整科	300,000円
日本語科 (2年コース/1.5年コース/1年コース)	100,000円

その他納付金

別表第3

こころ医療福祉専門学校佐世保校のその他納付金は、以下のとおりとする。

(単位：円)

学 科	学 年	授 業 料	施設維持費	授業充実費	教 材 費
スポーツ 柔整科	1年次	1,060,000	20,000	20,000	0
	2年次	1,060,000	20,000	20,000	0
	3年次	1,060,000	20,000	20,000	0
	3年間合計			3,300,000	
日本語科 2年 コース	1年次	600,000	0	0	60,000
	2年次	600,000	0	0	60,000
	2年間合計			1,320,000	
日本語科 1.5年 コース	1年次	600,000	0	0	60,000
	2年次	300,000	0	0	30,000
	1.5年間合計			990,000	
日本語科 1年 コース	1年次	600,000	0	0	60,000
	1年間合計			660,000	

預り金

別表第4

こころ医療福祉専門学校佐世保校の預り金は、以下のとおりとする。

学 科	預 り 金
スポーツ柔整科	150,000円(1年次) 100,000円(2年次) 50,000円(3年次)
日本語科 (2年コース/1.5年コース/1年コース)	なし

預り金は、卒業年次の2月中旬頃、実費精算し、余剰金は本人宛返金する。

不足金があった場合、不足分を徴収するが、基本的に預り金の範囲内で授業等を実施する。

附帯教育事業

別表第5

こころ医療福祉専門学校佐世保校の附帯教育事業は以下のとおりとする。

科名	修業年限	授業時数	定員
公共職業訓練	3月～6月	1月100時間	15名
求職者支援訓練	3月～6月	1月100時間	15名
介護職員初任者研修(通信教育)	3月	130時間	40名
介護職員実務者研修(通信教育)	6月	450時間	40名

スポーツ柔整科

スポーツ柔整科

分野	教育内容	授業科目	区分	規程	カリ	単位	必修 選択	時間	1年次		2年次		3年次	
									前	後	前	後	前	後
基礎分野	科学的思考の 基盤人間と生活	コミュニケーション理論	演習	14	14	2	必修	30	30					
		情報リテラシー	演習			2	必修	30		30				
		生物学	講義			4	必修	30	30					
		栄養学	講義			2	必修	30	30					
		スポーツ栄養学	講義			2	必修	30		30				
		医用英語	講義			2	必修	30	30					
		スポーツコンディショニング論	講義			2	必修	30	30					
専門基礎分野	人体の構造 と機能	解剖学Ⅰ	講義	15	16	2	必修	60	30	30				
		解剖学Ⅱ(運動器：骨格系,筋系)	講義			2	必修	60	30	30				
		解剖学Ⅲ	講義			2	必修	60			30	30		
		生理学Ⅰ	講義			2	必修	60	30	30				
		生理学Ⅱ	講義			2	必修	60			30	30		
		解剖生理学	講義			2	必修	60					30	30
		運動学	講義			2	必修	60			30	30		
		高齢者の生理学的特徴・変化	講義			1	必修	30					30	
		競技者の生理学的特徴・変化	講義			1	必修	30						30
	疾病と傷害	一般臨床医学Ⅰ	講義	11	13	2	必修	60			30	30		
		一般臨床医学Ⅱ(高齢者)	講義			2	必修	30					30	
		病理学	講義			2	必修	60			30	30		
		外科学概論	講義			2	必修	30					30	
		整形外科学	講義			2	必修	60			30	30		
		リハビリテーション医学Ⅰ	講義			2	必修	30				30		
		リハビリテーション医学Ⅱ(高齢者の運動機能維持・回復)	講義			1	必修	30					30	
	柔道整復術の適応	柔道整復術の適応	講義	2	2	2	必修	30					30	
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	関係法規	講義	8	8	1	必修	30			30			
		衛生学・公衆衛生学	講義			2	必修	60			30	30		
		職業倫理	講義			1	必修	30						30
		柔道Ⅰ	実技			1	必修	30		30				
柔道Ⅱ		実技	1			必修	30			30				
柔道Ⅲ		実技	1			必修	30				30			
柔道Ⅳ	実技	1	必修	30					30					
社会保障制度	社会保障制度	講義	1	1	1	必修	30		30					
専門分野	基礎柔道整復学	基礎柔道整復学Ⅰ	講義	10	10	2	必修	60	30	30				
		基礎柔道整復学Ⅱ	講義			2	必修	60	30	30				
		基礎柔道整復学Ⅲ	講義			2	必修	60	30	30				
		基礎柔道整復学Ⅳ	講義			2	必修	60	30	30				
		基礎柔道整復学Ⅴ(外傷保存療法の経過及び治癒の判定)	講義			2	必修	60			30	30		
	臨床柔道整復学	臨床柔道整復学Ⅰ	講義	17	18	2	必修	60	30	30				
		臨床柔道整復学Ⅱ	講義			2	必修	60			30	30		
		臨床柔道整復学Ⅲ	講義			2	必修	60			30	30		
		臨床柔道整復学Ⅳ	講義			2	必修	60					30	30
		臨床柔道整復学Ⅴ	講義			2	必修	60					30	30
		臨床柔道整復学Ⅵ(物理療法機器の取扱い)	講義			2	必修	60					30	30
		臨床柔道整復学Ⅶ(柔道整復師の臨床的判定・医用画像)	講義			2	必修	60					30	30
		臨床柔道整復学Ⅷ	講義			2	必修	60					30	30
		臨床柔道整復学Ⅸ	講義			2	必修	60					30	30
	柔道整復実技	柔道整復実技Ⅰ	実技	17	20	2	必修	60	30	30				
		柔道整復実技Ⅱ	実技			2	必修	60	30	30				
		柔道整復実技Ⅲ	実技			2	必修	60	30	30				
		柔道整復実技Ⅳ(高齢者の外傷予防)	実技			1	必修	30			30			
		柔道整復実技Ⅴ(競技者の外傷予防)	実技			1	必修	30				30		
		柔道整復実技Ⅵ	実技			2	必修	60			30	30		
		柔道整復実技Ⅶ	実技			2	必修	60			30	30		
柔道整復実技Ⅷ		実技	2			必修	60					30	30	
柔道整復実技Ⅸ		実技	2			必修	60					30	30	
柔道整復実技Ⅹ		実技	2			必修	60					30	30	
柔道整復実技Ⅺ		実技	2			必修	60					30	30	
臨床実習	臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	4	4	1	必修	45		45				
		臨床実習Ⅱ	実習			1	必修	45			45			
		臨床実習Ⅲ	実習			1	必修	45				45		
		臨床実習Ⅳ	実習			1	必修	45					45	
									450	525	525	525	495	390
									975		1050		885	

日本語科

日本語科 2年コース

授業科目	区分	単位数	科目 時間	1年次		2年次	
				前	後	前	後
日本語初級1	講義	4	80	80			
日本語初級2	講義	4	80	80			
日本語初級3	講義	4	80	80			
日本語初級4	講義	4	80	80			
日本語初中級1	講義	4	80		80		
日本語初中級2	講義	4	80		80		
日本語初中級3	講義	4	80		80		
日本語初中級4	講義	4	80		80		
日本語中級1	講義	4	80			80	
日本語中級2	講義	4	80			80	
日本語中級3	講義	4	80			80	
日本語中級4	講義	4	80			80	
日本語上級1	講義	4	80				80
日本語上級2	講義	4	80				80
日本語上級3	講義	4	80				80
日本語上級4	講義	4	80				80
総合演習A	演習	4	80	80			
総合演習B	演習	4	80		80		
総合演習C	演習	4	80			80	
総合演習D	演習	4	80				80

合計	80	1600	400	400	400	400
----	----	------	-----	-----	-----	-----

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。

日本語科 1.5年コース

授業科目	区分	単位数	科目 時間	2年次		
				1年次 後	前	後
日本語初級1	講義	4	80	80		
日本語初級2	講義	4	80	80		
日本語初級3	講義	4	80	80		
日本語初級4	講義	4	80	80		
日本語初中級1	講義	4	80		80	
日本語初中級2	講義	4	80		80	
日本語初中級3	講義	4	80		80	
日本語初中級4	講義	4	80		80	
日本語中級1	講義	4	80			80
日本語中級2	講義	4	80			80
日本語中級3	講義	4	80			80
日本語中級4	講義	4	80			80
総合演習A	演習	4	80	80		
総合演習B	演習	4	80		80	
総合演習C	演習	4	80			80

合計	60	1200	400	400	400
----	----	------	-----	-----	-----

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。

日本語科 1年コース

授業科目	区分	単位数	科目	1年次	
			時間	後	前
日本語初級1	講義	4	80	80	
日本語初級2	講義	4	80	80	
日本語初級3	講義	4	80	80	
日本語初級4	講義	4	80	80	
日本語初中級1	講義	4	80		80
日本語初中級2	講義	4	80		80
日本語初中級3	講義	4	80		80
日本語初中級4	講義	4	80		80
総合演習A	講義	4	80	80	
総合演習B	講義	4	80		80

合計	40	800	400	400
----	----	-----	-----	-----

※日本語科の講義および演習は、20単位時間をもって1単位とする。